

令和5年度

# 翔朋会事業報告

# 翔朋会理念

## お互いが喜びをもって生きていくこと

### 翔朋会の目標

#### 意思決定支援の実現

1. 共に生き 人に愛される人に育てる。
2. どんなに重い障害を持っていても、人間としてよろこび、そして働くよろこびも、生きるよろこびも感じるような人に
3. 障害を乗り越えて希望を豊かに自立を目指すような人に
4. 生かされた人間ではなく、自ら生きていこうとするような人に

### 基本運営方針

1. 利用者の人権尊重・権利擁護を遵守します
2. 可能な限り利用者を受け入れ、利用者主体の施設運営に取り組みます
3. 高齢化、重度化する利用者個々の能力、ニーズにあったサービスの提供をします
4. 利用者の地域移行の推進に取り組みます
5. 職員の能力向上、専門性の向上、人材育成計画に基づく研修を実施します
6. 他関係機関と連携を図った利用者支援を行ないます

### 重点運営方針

1. 2つ目のグループホーム開設に向け、新卒・中途・外国人技能実習生を含めた、人材確保に取り組みます
2. 職員の資質向上を目指し、職員研修部会を設立し、研修内容を目的に応じて明確化し受講する職員の意識改革を促す。更には、職員が辞めない職場づくりを目指します。
3. コロナウィルス感染症の感染対策が続くなか、利用者はストレスが蓄積されており、各個人の趣味の創造・充実に取り組みます

### 運営事業

翔朋学園	生活介護	60名	施設入所支援	30名
	短期入所事業	4名	日中一時支援事業	
こもれび	共同生活介護事業(グループホーム)	男6名、女6名		
相談支援センター翔朋				
	小郡市指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業			
	生活困窮者に対する相談支援事業			

## サービス概要

### 1. 生活介護

障害程度区分3（50歳以上は区分2）以上の常時介護を要する利用者に、主として昼間において以下の支援、サービスを提供する。

- ① 入浴、排泄及び食事等の介助、支援
- ② 調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言
- ③ その他の必要な日常生活支援
- ④ 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ⑤ その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助

### 2. 施設入所

主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うようにする。

### 3. 短期入所・日中一時支援事業

在宅で障がいのある利用者の介護を行う方の疾病や介護疲れ、その他の理由により、一時的に施設の利用が必要な障がいのある方にサービスを提供します。入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援を行い、個々のニーズにあった安全・安心なサービスを提供する。

## 1. 支援目標

### 利用者が安心、安定した生活ができる環境の提供

1. 利用者の体験活動では、利用者の心を揺さぶることを重視した支援活動に努める。

5月にコロナ感染症が2類から5類へ移行した事により、利用者及び外部者の活動規制を緩和し、感染症以前の活動提供を再開した。感染症が消滅したわけではない為、マスク着用、手指消毒、出来る限りの人込みを避ける等の配慮は継続した。3年間の活動制限期間を経て、体力低下が顕著となる利用者が多く、安全面及び、体力を考慮した外出計画を立案した。

2. 利用者の人間としての尊厳と人格を尊重する為に、権利擁護を重視した支援活動に努める。

虐待防止部会、意思支援部会を中心として、利用者の権利擁護についての見直し、並びに研修を継続した。虐待については、職員の言葉遣いについて利用者からの指摘を受け、福岡県知的障がい者福祉協会 権利擁護研修部会に依頼し、法人全職員対象とした研修を行った。身体拘束が必要な利用者については、開始時に、担当支援員を含む役職者等によるカンファレンスを行い実施についての詳細な取り決めを行った。開始後には、今後の対応策について毎月会議で検討した。

意思支援部会では、意思支援とは何か？、支援の振り返り、事例検討の研修を実施し、利用

者の意思に基づいた支援の提供を学んだ。

3. 利用者一人ひとりの選択と自己決定を大切にして、生き甲斐を持ちながら社会生活を送れる様な支援活動に努める。

毎月ケース検討会を実施し、利用者の現状の確認、支援方法の統一を行った。また、定期的に男女支援員に分かれて課題の抽出、支援方法の検討、周知を行った。個別支援計画策定会議においては、事前に担当支援員による対象利用者への聞き取り調査を行い、当該利用者を含む他職種が参加する会議内で、利用者の要望を中心に多角的な視点を持ち、より本人らしい生活が出来るような支援計画作成について検討した。生活面においては担当支援員を中心に出来るだけ利用者の自己決定の機会を多く設けるよう努力した。

4. 利用者を病気や事故から守り、健康管理体制を強化し病気や事故の未然防止に努める。

毎朝の検温、定期的なバイタルチェック、食事摂取量及び、睡眠状況の把握、体重管理、状態観察を行う事で利用者の状況を把握し、異変を確認した場合は速やかに協力医、嘱託医の指示を仰いだ。コロナ感染症については、5類移行後も職員のマスク着用、こまめな手指消毒、定期的な換気を継続し、出来る限り密を避ける活動を提供した。コロナ感染症発症時には、罹患者を隔離対応する事で感染拡大を予防した。コロナ感染症対策の活動制限による、利用者の体力低下が顕著に見られ、転倒リスクの増加が課題となった為、活動内で運動の機会をより多く設けた。

5. 利用者のライフステージに合った有効かつ適切な支援を行なうことで、一人ひとりに応じた豊かな生活が送れるように努める。

利用者のライフステージに適した支援について、必要時には直近会議内で検討を行った。状況に応じて家族を含めた担当者会議を開催した。学園内の支援では利用者の要望に沿えないケースについては、保護者、後見人、担当相談員と協議を行いながら移行の準備を進めた。

## 2. 個別支援計画

当該利用者を含む多職種参加による個別支援計画策定会議を実施し、現状把握、ニーズの抽出及アセスメントの確認を行った上で個別支援計画を作成する。当該利用者並びに後見人（保護者）の同意のもと個別支援計画に則った支援の提供を行う。

また、利用者、家族の状況や意向に合わせて必要があれば随時見直しを行なう。（年に一回の家族面談実施。面談が出来ない家族には書面によるアンケート配布）支援員会議内にて各利用者のケース検討会を実施し、個別支援計画の共通理解、情報共有を行なう。年に一回以上はモニタリングを行ない、必要時は計画の見直しを行う。

個別支援計画作成の為、当該利用者、担当支援員を含む専門職参加での個別支援計画策定会議を開催した。現行支援計画のモニタリングを実施し、新計画作成に向け、事前に当該利用者へ担当支援員による聞き取りを行い、会議内で利用者の意思確認を実施、最大限利用者の意向に沿える計画作

成を目指した。支援計画実施における評価については、月別モニタリング表を作成し、都度進捗状況等の把握に努めた。年度途中利用開始の利用者へは利用開始後直近で当該利用者を含めた事業所内担当者会議を開催し、ニーズの抽出、アセスメント整理票の作成を行い、個別支援計画に反映させた。

### 3. 生活支援

#### 支援内容

起床、洗面、歯磨き、衣服着脱、移動、食事、排泄、入浴、受診、健康管理、清潔保持、金銭管理等の潜在能力を引き出し、主体的に行動出来る様に個別に支援を行なう。

日中活動では、利用者一人ひとりの特性に合わせた活動に参加できるように生産及び課題活動、学習活動、レクリエーションを中心とした活動選択肢を準備する。活動参加を通して生活の充実を感じる事が出来るよう支援を行なう。

#### 1. 生活環境に関する事項

施設内の美化、清潔保持、環境改善として、毎朝、清掃、消毒を行なう。

余暇日には、施設内全体の清掃を行なう。

必要箇所のワックスがけ実施。(年に2回)

不具合が生じた場合には、確認後、迅速に修理、修繕を行なう。

毎朝の掃除は基本的に職員が行い、感染予防のため消毒を行った。(次亜塩素にて)

不衛生な箇所を確認した際には、速やかに掃除、消毒を実施した。

利用者人数の多い男性棟は、週に1回清掃活動の時間を設け、衛生保持に努めた。

各場所に責任者を配置し、責任者による不具合の改善、報告、備品管理を行った。

年に2回の大掃除を実施し、エアコン、換気扇等の細部の掃除、必要箇所へのワックス掛けを行った。また、換気扇にはフィルターを装着し、毎月交換を行った。

破損箇所については、確認後すぐに修理業者に連絡、利用者弁償が必要な場合には担当者による保護者、後見人連絡、必要時には保険請求手続きを行った。

#### 2. 余暇活動に関する事項

社会参加を目的とし、隔週日曜日、地域住民と一緒に近隣神社の清掃ボランティアを行う。

地域社会資源を多く活用できるように外出の機会を提供する。

施設内にて映画鑑賞、カラオケを行う等して余暇の充実に努める。

コロナ感染症が5類へ移行した事により特に制限なく外出行事を実施した。7月、1月、3月にコロナ感染症者が発生した際には、活動制限を行い、全体活動を余暇の時間に当てた。利用者のストレス軽減、通所利用者の活動提供では、戸外活動を積極的に取り入れた。

清掃ボランティアでは、地域住民の方々と一緒に清掃活動を行った。

#### 3. 地域交流に関する事項

あすてらす(小郡市総合健康福祉センター)にて温泉入浴体験や、セラピー、校区公民館での健康体操に参加する事で地域活動への参加の機会を提供する。また、よさこい踊りを通じて、地域の行事(祭り等)に参加し、地域交流及び、学園のPRを行う。

活動制限を設けていない時には、あすてらすでの入浴体験、公民館での健康体操へは、積極的に参加した。よさこい隊は、地域の夏祭りや、ふれあい祭りでの演舞披露を行った。披露に当たり、小郡よさこい連さんから月2回程度の指導を受けた。

#### 4. 私物管理に関する事項

各利用者担当職員が率先して、利用者の私物管理を行う。破損、不足等があった際には、修理、修繕、保護者への依頼、購入する等して生活の不都合が生じないよう適宜確認する。定期的な実施する買い物実習において、利用者と共に必要物品の購入を行う。また、衣類等については、季節ごとに衣替えを行い季節に適した衣類の着用が出来るようにする。

各担当職員による私物チェックを行い、生活に支障が出る状態の回避を行った。また、定期的な買い物実習にて、必要物品の購入を行った。小口現金の不足があれば、各担当職員にて銀行引き出し手続き又は、保護者への依頼を行った。季節に適した衣類を着用できるように適宜衣替えを行った。

## 4. 日中活動

### 支援内容

#### 1. 日中活動内容

##### ① 軽作業活動班

委託業者に利用者の状況、作業能力を十分に説明し作業の提供を依頼する。環境を整備し、道具の工夫を行い、利用者が安全で正確に作業が出来るように支援すると共に、作業工賃を活用したレクリエーション及び食事会を計画し仕事に対する意欲向上を目指す。

<受注先>

- ・竹作業 匠宮（久留米市）
- ・フラワーシート クリエイトパック・ケイ（鳥栖市）

県監査にて、作業で得た収入に関しては活動参加者で配分するよう指摘を受けた事により、工賃を活用した食事会を計画、実施した。コロナ感染症による活動制限が緩和され、より活動時間に割けるようになり、前年度よりも工賃は微増となった。作業活動参加が困難な利用者、また、作業活動への参加を希望する利用者がいた為、メンバーの再考を行った。

##### ② 課題活動班

グループ内において週間活動計画を立案しそれぞれ曜日毎に課題を設定し活動に取り組む。ダンス、リズム体操等の体を動かす活動も毎回取り入れるようにし、体力、筋力の維持向上を目指す。

グループ内各利用者それぞれに目標設定を行い活動内で取り組んだ。午前中には、ダンス、エアロビ、リズム体操に取り組む計画を立てているが、職員配置が困難で余暇設定になる事がある

り定期的な実施には至らなかった。ふれあい祭りの出し物としてのダンス練習は、利用者皆楽しそうに参加する事が出来た。活動内にて作成した絵画については、作品展に応募した。

### ③ 課題活動班

指先訓練や、学習、塗り絵等の個人個人が希望する活動を課題として設定し、目標を持って取り組む。

グループ内各利用者それぞれに目標設定を行い活動内で取り組んだ。基本的には、参加利用者の自主性を尊重し、希望する活動が出来るように進めた。後期は、歩行運動を積極的に取り入れた。気候が良い時には出来るだけ戸外での活動を提供した。活動内にて作成した絵画については作品展に応募した。

### ④ 手工芸活動班

裁縫を中心とした製作活動に取り組む。出来上がった作品で展示会開催を目指す。また、学園内で使用する雑巾、バスマットを活動内で製作する。

主な活動として、学園内で使用する雑巾、バスマットを定期的に作成した。ふれあい祭り前には、販売物品、や装飾品を作った。メンバーそれぞれ希望する物を作る為、買い物に出掛け自身で材料の購入を行なった。

### ⑤ デイルーム活動班

重度利用者中心のグループとして、館内装飾可能な製作物の作成、運動を中心とした活動に取り組む。身体状況等それぞれが異なる為、出来る限り個別での対応を目指す。

全体の製作として、定期的に壁面装飾を作り、ホール等へ貼り出しをした。グループ内の利用者が参加出来るレクリエーションを考案実施した。出来る限り運動の時間を確保する為、館内外を歩く時間を設定した。リハビリ活動とは別に、トランポリンや、バランスボールを使ったストレッチを行なった。活動内にて作成した絵画については、作品展に応募した。

## 2. 活動の充実

月ごとに支援員が考案、企画した活動を週1回取り組み、活動内容のマンネリ防止を図ると共に、利用者の活動の幅、楽しみを広げる。利用者の新たな一面への気づきを目指す。

各支援員がそれぞれ思考を凝らして製作、ゲーム等楽しめる企画を考案した。製作物はホールに展示する等して、披露の場を確保した。

## 3. 生活訓練支援

各活動班単位で、活動内にエアロバイク、グランド歩行、園外歩行等の運動を積極的に取り入れ、体力、筋力の維持向上、体重のコントロールを目指す。また、高齢者を中心に嚙下体操を取り入れ、嚙下機能の維持、向上を目指す。

リハビリが必要と思われる利用者対象に週1回理学療法士指示のリハビリを実施する。(うち1回は理学療法士直接指導の下)

コロナ感染症による活動自粛、制限により利用者の体力低下が顕著になった為、出来る限り身体を動かす活動提供を目指した。長雨、暑さ、寒さ等気候変動により戸外活動が出来ない時は、室内で体操や、ダンス等で身体を動かした。嚥下機能低下に関しては、活動内で嚥下体操を行った。理学療法士の指示を仰ぎ、週に1回自主リハビリで、ストレッチ、マッサージを行った。

#### 4. 音楽療法

指定された利用者が参加し、週2回音楽療法士の指導の下、個人個人の生活に密接した目標を掲げ音楽療法を通じて課題達成を目指す。

週に2回、音楽療法活動を提供した。各利用者の目標をクリア出来る様に、指導者の助言を仰ぎながら支援を行なった。音楽を聴く、歌う、演奏する事が好きな利用者が多く、楽しみながら活動参加が出来た。

#### 5. レクリエーション支援

利用者の能力別に班分けを行ない（6グループ A、B、C、D、E、F班）それぞれの班で利用者の特性に合わせ、レクリエーション行事を企画、実施する。

また、全体行事として古くから伝承されている伝統的行事、その季節に応じた行事を行なう。誕生会を毎月1回実施。誕生日には学園よりプレゼントを渡す。

入所、GH利用者42名が7グループに分かれて一泊旅行を計画する。令和4年度内に実施できなかった班は令和5年度内に再度計画する。

各班でレク外出を企画、実施した。コロナ感染症が発生した際には、日程変更で対応した。全体行事も特に制限なく実施する事が出来た。

一泊旅行は前年の続きで実施した。令和5年度内に全てのグループが実施する事が出来た。一泊での外出が厳しい利用者は別途日帰り旅行で対応した。

#### 6. クラブ活動支援

利用者活動の充実を図る為、調理クラブ・読書クラブ(隔月)、月に1回、厨房職員とともにおやつ作りを実施する。

また、日中活動内において、製作、絵画、歩行をクラブ活動として実施する。

調理クラブでは、当日昼食作成をこもればキッチンを借りて実施した。読書クラブでは、近隣の図書館を利用して本を読む機会を提供した。調理実習では、当日おやつを厨房職員と一緒に作った。バレンタインでは女性利用者が、ホワイトデーでは男性利用者がお菓子を作りメッセージカードと共に対象者に渡している。

#### 7. 運動支援

- ・各種スポーツ大会（グラウンドゴルフ、スポーツ大会、運動会等）への参加を目標として、体力、運動能力の維持向上を図る。
- ・体重コントロール、体力維持を目的として、学園周辺の散歩、近隣公園を活用してのウォーキングや遊具遊びを実施する。

グラウンドゴルフ大会、スポーツ大会には希望者が参加した。外での活動は、体力がない利用者



にとってはきついものとなった。

体重コントロールを目的とした活動を実施した。毎月の体重測定で体重変動を把握し、管理栄養士とも連携を図り、理想体重に近づくように支援した。

※上記全ての活動について、新型コロナウイルスの状況に応じて嘱託医の指示を仰ぎながら実施の有無の検討、判断を行う。

## 5. 支援の向上

### 1. 事故防止・災害対策

マニュアルに沿って事故防止、災害対応、緊急時対応の周知徹底を図る。

非常時避難訓練については、担当者による年間訓練計画に則り訓練を実施する。

年1回 消防署指導の火災避難訓練、救命講習を実施する。

ヒヤリハットの提出があった際には、直近の会議にて周知、対応策の協議を行なう。

事故報告書の提出があった際には、直近の会議にて再発防止検討を実施する。

#### 訓練年間計画

火災避難訓練(日中想定)	定期的実施
火災避難訓練(夜間想定)	実施定期的実施 指名を受けた職員により対応(5月三井消防署立ち合い指導予定)
風水害避難訓練	6月実施
地震想定避難訓練(日中、夜間想定)	1月実施
防犯訓練	9月実施予定
救命講習(三井消防署依頼)	11月実施予定

上記計画を立てているが、コロナ感染症の発症や天候不良により実施出来ない月があった。

また、防犯訓練は実施出来ていない。火災避難訓練は、夜間想定は定期的実施しているが、日中想定は1回しか実施出来ていない。

消防署立ち合い訓練、救命講習は対象となる職員はほぼ全員参加する事が出来た。ヒヤリ・ハット、事故報告は直近の会議内で検討し改善を講じた。速やかに改善が必要なケースに関しては、複数職員で検討を行いすぐに改善した。

### 2. 利用者権利擁護

虐待防止部会において、利用者への適切なサービスが提供できるように部会主導の研修会を毎月実施する。また、緊急事案発生時には、部会主導により検討会を実施する。

虐待事案の抑制及び早期発見の為、玄関に虐待等人権擁護投書箱を設置している。

振り返りチェックシートを毎月記入する事で、職員が業務を見直す機会を設ける。(全職員対象)

月に一度の虐待研修継続、また令和4年度より法人全職員の虐待研修受講義務化に伴い支援員以外の職員も対象とした研修を行った。利用者より職員の言葉遣いに対する指摘があったことから、福岡県知的障がい者福祉協会 権利擁護研修部会に依頼し、法人全職員対象とした研修を行った。虐待行為の早期発見、対応、虐待になる前の不適切対応をなくすため、虐待等人権擁護投書箱を設置し情報収集を継続、利用者より投書があった。

### 3. 意思決定支援

意思決定支援部会において、意思決定支援の方法習得に向けて部会主導にて研修を実施する。利用者の生活をより豊かにする為には、自己決定、自己選択の機会をより多く提供する事が必要となる。利用者の意思を確認することで、支援の場面において提供できる選択肢の幅を広げ、より利用者の意向に沿った支援を目指す。

年間で各支援員3回の研修実施。年度初めには、意思支援とは何かを再度確認。以降の研修では、利用者の意思反映させる為に、利用者へわかりやすい情報提供の方法を検討し、実行した。また、事例をグループワーク形式で検討し、提供している支援の見直しを図った。年度末に実施する個別支援計画策定会議内で使用する資料作成の方法を統一、周知した。利用者、保護者、後見人に確認後、ホールの自動販売機でのジュース購入の回数を増やしていたが、更に、買い物の機会の提供、また、選択の機会の提供と位置づけ、随時販売品の見直しを行い新しい商品を入れるようにした。

### 4. 職員研修

研修部会において、翔朋会の支援の根幹となる法人理念を周知、理解する事から始め、支援に関する知識、技術の向上を図る上で必要な研修をどのように取り組むべきかを検討していく。外部研修については、上司の判断にて受講者を選定する。また、資格取得及び更新研修は対象者を受講させる。

研修部会に主導の研修では、法人全職員が参加する理念研修を実施し、学園理念についての考え方をまとめた。外部研修は施設長、所属長判断で必要と思われる人材を必要と思われる研修へ参加させた。学習会では、担当者を指名し希望者に参加の勉強会を3回開催した。新入職者研修は、入職者の職歴等で指導方法を検討し、対象者に適した指導方法を選択した。

### 5. インターンシップ、福祉実習生、ボランティアの受け入れ

福祉系以外の学生のインターンシップを積極的に受け入れ、福祉現場の体験を通して福祉職への興味関心を高めてもらう。福祉教育の発展及び外部評価者として積極的に福祉実習生の受け入れを行ない、当施設を研修の場として活用してもらう。慰問ボランティア等を随時受け入れ社会交流を図る。

福祉現場体験実習生を適宜受け入れた。ソーシャルワーク実習の希望者は一人のみで、ほとんどが介護等体験実習、保育実習となっている。慰問ボランティアとしてシンガーソングライターの友近890さんが来園された。

### 6. 事業所PR

パンフレットの作成及び、学園誌の発行（年4回）により、家族並びに地域、各関係機関に学園情報を発信し、支援活動への理解、協力を求める。

予定通り学園を発行した。地域の夏祭りでよさこい隊が演舞を披露し学園PRを行なった。4年ぶりに外部開放のふれあい祭りを開催した。

## 6. 日中一時・短期入所支援

3か月前より予約申請を受け付け、当該利用者それぞれの特性及び、職員の体制を考慮し受け入れを行う。登園時には、身体チェック、荷物チェック等を実施し、家族との情報共有に努める。

支援体制に合わせ予約受け入れ判断を行なった。コロナ感染により受け入れスペースの確保が出来ない時には受け入れのお断りをした。

## 7. 保健・衛生管理

施設では24時間を通じて利用者の健康管理を行い異常の早期発見、早期治療が必要となる。そのため、入所時に利用者一人ひとりの生育暦、病歴、体質や行動習癖等を把握し、定期健康診断や嘱託医による定期診察を実施するとともに、日々のバイタルサインチェック、体重測定、食事摂取量、排泄状況等を観察して異常の早期発見に努める。また、感染症については、①健康管理（マスク着用・手洗い、消毒・検温実施）②環境管理（換気・3密を避ける・清掃、消毒、隔離、ゾーンニング）を行い感染対策に努める。③ワクチン接種の実施（状況に応じて新型コロナ、11月インフルエンザ）。疾患のある利用者に対しては、地域医療機関と連携しながら一人ひとりの健康状態に合わせた対応を速やか且つ継続して行なうようにする。また、利用者の高齢化、重度化についても視野に入れ、対象利用者に適した環境設定の考慮も必要となる。

(内 容)

### 1. 健康管理

#### (1) 各種健診・検査

①入所利用者は年2回、GH利用者は年1回、通所利用者のご家族対応の健康診断の実施（40才以上の者は特定健診に準じた内容、また、35才時には心電図実施）

40才以上は通常検診に心電図、男性利用者は尿酸値測定を追加

②定期的な歯科健診の実施 訪問歯科、重松歯科

(利用者、または感染症の状況に応じて)

R6年、3、4月新型コロナ感染クラスター発生の為中止

③月1回の嘱託医による個別診察

(11月インフルエンザ予防接種、新型コロナ予防接種 状況に応じて)

R5年11月インフルエンザワクチン25名実施

(通所利用者は4名実施)

④市が実施するがん検診の受診支援（小郡市に住民票のある方）

R5年10月検便5名、子宮癌検診1名、肝炎ウイルス抗体検査2名 再検査無し

R6年3月子宮頸がんワクチン1回目 1名

#### (2) 健康管理

①毎日の起床時に検温実施（感染症の流行期は1日2回実施）

コロナ感染発生時は1日3回実施

②週1回の血圧・脈拍測定(要観察者は毎日実施、状況に応じて酸素濃度測定)

血中酸素濃度 毎朝測定2名

- ③ 月1回体重測定(要観察者は毎日実施)
- ④ 毎日の入浴・更衣時に身体チェック(傷や皮膚疾患の観察)
- ⑤ 排尿・排便や月経の観察
- ⑥ 食事の摂取状況確認

体調不良時、自ら訴える事が出来ない利用者が多く、日頃のバイタルチェック(SPO2値含む)、食事、排泄等の観察を行う事で、異常の早期発見、受診に繋げる事ができたがR6年3月新型コロナウイルス感染症クラスター発生。

R5年7月 新型コロナウイルス1名

R6年1月 新型コロナウイルス1名、インフルエンザ2名

R6年3月 新型コロナウイルス7名

いずれも軽症で経過し、病院受診はいなかった。

R5年9月 結核疑い、肺炎1名

もともと肺疾患の既往があり嶋田病院受診し治療となる。検査結果は結核ではなかった。

### (3) 体力・運動機能の維持、向上

- ①理学療法士の指導によるリハビリテーションを実施(対象者)
  - ア. 月1回の訪問リハビリテーション実施
  - イ. 週1回の個別リハビリテーション実施
- ②1日2回、15～30分間の運動(全利用者)

### (4) 個別支援

- ①投薬の徹底(内服薬、外用薬)
- ②疾患・摂食状況に応じた食事の提供(摂取カロリー、食事形態、メニューなど)
- ③生活習慣病予防として、ウォーキングの定期的実施
- ③ 体調不良時の対応
  - (発熱、嘔吐、腹痛、食思低下、便秘、てんかん発作、不穏、不眠など)
  - 症状によっては、頓服薬で対応している。

## 2. 保健衛生支援

### (1) 集団感染予防

- ①手洗い励行の指導、手指消毒薬の設置、徹底
- ②うがい・咳のエチケット指導、必要に応じてマスクの着用
- ④ 予防接種の実施(インフルエンザ 11月)(コロナワクチン 今後の状況に応じて)
  - インフルエンザ予防接種 25名
  - コロナワクチン接種
  - R5年7月 13名
  - R5年12月 17名 (5回目18名、6回目12名)
  - 子宮頸がんワクチン接種 R6年3月 1名(1回目)
- ④感染性疾患発生時の対応(インフルエンザ、嘔吐下痢症、疥癬、新型コロナウイルス等)
  - ノロウイルス発生無し
- ⑤感染症対策委員会での報告(毎月の感染状況、濃厚接触者等も含む)
- ⑥発熱者の隔離、感染症対策の実施

ア. 食器はディスポ対応、排泄はポータブルトイレ使用

イ. 消毒の徹底

ウ. 感染症については、フェイスシールド、防護服、手袋着用、ゾーンニング

エ. 受診時、感染症の有無確認、PCR 検査、インフルエンザ検査実施

利用者発熱時等、体調不良者発生時、学園にて抗原検査、インフルエンザ検査実施

オ. 利用者、職員の体調不良時は早期受診し医師の指示に従う

職員家族の体調不良時は新型コロナウイルス感染症の陰性が確定しない場合には、入館前に抗原検査を実施。陰性確定で業務にあたる。

(職員 1 回/週 夜勤者は夜勤前に抗原検査実施)

5 類移行後は体調不良時、または家族の体調不良時に自己判断で抗原検査実施

## (2) 環境整備

①清掃の徹底 (週 1 回のリネン交換、朝、夕 次亜塩素酸またはアルコール消毒実施)

消毒は感染状況を見ながら適宜実施

②適度な換気の励行

③ソーシャルディスタンスを保つ為の亚克力板の設置

## (3) 衛生支援

①週 1 回の衛生チェック (爪、耳等の清潔管理)

②口腔ケアの充実

ア. 毎食後の歯磨きチェック

イ. 歯科医院への定期診察 (訪問歯科による口腔ケア)

R6 年 2 月より口腔衛生管理加算開始となり、毎月口腔衛生管理体制計画書を作成している。

## 3. 医療機関との連携

(1) 定期受診

(2) 発熱や怪我など臨時の受診

(3) 緊急時の対応

### 【協力医療機関】

内 科 古川医院、嶋田病院 井手胃腸科 眼科 くわの眼科

耳 鼻 科 栗田耳鼻科 皮膚科 永田皮膚科

泌尿器科 山下泌尿器科 脳神経外科 ヨシタケ脳神経外科

整形外科 山口整形外科 婦人科 高橋クリニック終了

歯 科 重松歯科、アップルハート訪問歯科

精 神 科 本間病院、筑紫野病院、蒲池病院、朝倉記念病院終了、大島病院、太宰府病院

時間外・緊急時・紹介 嶋田病院・聖マリア病院・久留米大学病院、古賀病院 21、新古賀病院など

## 4. その他

(1) 職員健康診断 夜勤対応職員 2 回/年 その他の職員 1 回/年

40 歳以下は永野外科 (35 歳時のみ特定健診実施)

40 歳以上の者は特定健診に準じた内容とする

嶋田病院・鹿毛病院・今村病院・久留米総合病院

- (2) 職員を対象にした緊急・応急処置の学習、消防による救命講習会への参加 1回/年
- (3) AEDの管理
- (4) 利用者の高齢化に伴い他事業所・病院・家族との連携
- (5) 利用者または、職員が COVID19 に感染した場合は早めに嘱託医や保健所に報告し、指示に従う。また、状況に応じ利用者も抗原検査実施する。

R5年5月以降保健所の報告はクラスター発生時に報告している。

## 8. 給食・栄養管理

### 1. 給食

利用者にとって、食事は楽しみの一つと言える。食生活は、人間の生存に必要な生理的機能のみでなく、感覚的、心理的、文化的な機能をも合わせ持っている。また、食生活は極めて個人的色彩の強いものであり、嗜好は多様である。

給食は、適正な栄養が確保されるとともに、利用者の嗜好を十分に配慮し、食品衛生に細心の注意を払いながら、楽しさや和やかさに溢れるように工夫をする。

年に2回(6月、12月)嗜好調査、年4回バイキングを行い、嗜好を把握し食事が楽しい時間となるよう努めた。

### 2. 栄養管理

栄養ケアマネジメントを行い、利用者の身体状況や年齢、嗜好を考慮し、心身の健全な発達、健康保持・増進、疾病の改善、治癒の促進を図るため、もっとも適切な食生活を具体的に計画し実施するだけでなく、その効果を評価・判定するまでの過程を含む業務であることを認識し、その役割を果たすようにする。

食事摂取量、毎月の体重測定、年2回の健康診断、月1回の嘱託医による診察の結果を参考に改善が必要な場合に給食会議で検討を行った。

#### (1) 献立

利用者は自らの意志で献立を決めることが出来ないため、いろいろな料理を組み合わせることで、より多くの人の嗜好を満たすような工夫をする。年に2回、利用者の嗜好調査を行い、献立に反映できるようにする。 6月と12月に嗜好調査を行った。

ア. 季節感のある献立作りにより変化をもたせる。

イ. 行事食(正月、ひな祭り、子どもの日、七夕、クリスマス)を取り入れる。

ウ. 月に1回、誕生会メニューを実施。

エ. 和食、中華、洋食の変化に富んだ献立を考える。

オ. バーベキュー(年1回)やバイキング(年4回)を行い、利用者が食事を楽しめるようにする。

5月にバーベキュー実施。6月洋食バイキング、8月カレーバイキング、11月パンバイキング、2月中華バイキング実施。

#### (2) 調理・配膳

①作業工程において、食品を衛生的に取り扱い、適温給食に心がける。

②盛り付けは、利用者の食欲を左右するものなので、細やかな気配りをする。

#### (3) 給食会議

給食の全ての面について評価し、事後の給食改善に役立てる為、施設長、支援部長、看護師、管理栄養士、調理員が参加して、月に1回実施する。 月1回実施。

#### (4) 特別食・療養食

ア. 当該利用者の主治医と連携し、疾患・摂食状況に応じた食事の提供を行う。

糖尿病食の提供を行っている。

イ. 利用者の体調や状況を看護師、支援員から情報収集を行い、状態に応じた食事を提供する。

ウ. 利用者の嗜好や拘りによって個別対応が必要な方は、担当支援員、看護師と協議を行い、個別の対応を行なうようにする。

### 3. 衛生管理

食物による人体への危害を防止し、かつ、栄養管理の効果をあげるためには、給食のすべての面において、常に衛生を保ち細心の注意を払う。

集団給食における最大の事故は、経口伝染病と食中毒です。これらを予防するためには、給食施設はもちろん、付帯施設やその周辺、給排水、食品の取り扱いから調理にいたるすべてに対し衛生的な配慮をする。

#### (1) 施設の管理

① 施設及びその周辺は毎日清掃し、常に整理整頓に努め清潔を保つ。

② 施設の壁・天井・床は常に清潔に保ち、採光、照明、換気および通風を十分に確保する。

③ 年4回、ねずみ、有害昆虫の駆除を実施し、その記録を保存する。

④ 施設の排水の流通をよくし廃棄物の流出を防ぎ、排水溝の清掃および補修に努める。

グリストラップの清掃を週1回行った。

⑤ 施設の手洗い設備には、石鹼および適当な消毒液などを常に使用できる状態にしておく。

⑥ 室温、湿度は適正に管理する。

#### (2) 設備・機器の管理

① 洗浄設備、機械器具類は常に清潔に保つ。

② 機械器具類および計器類は常に点検し、故障、破損などがある時は速やかに補修し、常に使用できるように整備しておく。

③ 冷蔵、温蔵または殺菌の温度は、常に適正に管理する。

④ 機械器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な濃度および方法で使用する。

⑤ ふきん、包丁およびまな板などは、熱湯、蒸気または殺菌剤などで消毒し乾燥させる。

⑥ 機械器具および部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管する。

#### (3) 給水および汚物処理

① 貯水槽は定期的(年2回)に清掃して清潔を保ち、水質検査を実施して記録する。

年2回業者に依頼。

② 貯水槽は、常に滅菌装置または浄水装置が正常に作動しているかを確認する。

③ 廃棄物および汚水の処理は、適正に行なう。

# 日 課 表(施設入所支援)

( 土曜日 ~ 日曜日 ・ 月曜日~金曜日 17:00~翌日09:00 )

時 間	内 容
06:00	起 床
06:30 ~ 08:30	洗 面・着替え・整容
08:30 ~ 09:30	朝 食・歯 磨 き
09:30 ~ 10:00	バイタルチェック
09:00 ~ 17:00	月~金曜日 生活介護サービス利用  余暇日 14:30 ~ おやつ 午後より ~ 入浴、更衣
17:00 ~ 17:30	余 暇 時 間
17:30 ~ 18:30	夕 食
18:30 ~ 18:50	歯 磨 き
18:50 ~ 21:50	余 暇 時 間
20:30 ~ 21:00	眠 剤 服 用
21:50 ~ 22:00	就 寝 準 備
22:00	就 寝

\*土・日曜日及び祝祭日の日中は、余暇活動とする。

\*休日前日の消灯時間は、23時00分とする。



# 日 課 表(生活介護)

(月曜日～金曜日)

時 間	内 容	所 要 時 間
～ 09:30	周回送迎 (通所送迎)	
09:30 ～ 10:00	バイタルチェック後運動参加 (通所者)	30分
09:20 ～ 10:00	清 掃・軽 運 動 (入所者)	40分
10:00 ～ 10:15	小 休 憩(お 茶)	15分
10:15 ～ 11:40	日 中 活 動	1時間25分
11:50 ～ 12:30	昼 食	50分
12:30 ～ 13:20	歯 磨 き・休 憩	50分
13:20 ～ 15:00	日 中 活 動	1時間40分
15:00 ～ 15:30	小 休 憩 (お や つ)	30分
15:30～17:00	入 浴 支 援 運 動	1時間30分
15:30～	周回送迎 (通所送迎)	

## 生活困窮者に対する相談支援事業

本会は、第二種社会福祉事業「生活困窮者に対する相談支援事業」（ふくおかライフレスキュー事業）を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図るとともに、必要な制度やサービスにつなぐこととする。また、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により生活必需品や社会的サービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を現物により支援する経済的援助を行う。

### 1. サポーターの配置並びに総合生活相談活動

ふくおかライフレスキュー事業を実施するために、本会にサポーターを配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題解決に努める。但し、サポーターの業務については、当面の間事業所内の窓口業務のみを行うものとする。

### 2. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断したサポーターは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、サポーターからの報告に基づき経済的援助の可否を決定する。

### 3. 地区連絡会、研修会への参加

サポーターは、課題の共有や相談援助技術の向上を目的として各種研修会等に参加する。

- (1) サポーター養成研修会
- (2) 各地区連絡会
- (3) 相談援助技術研修会（事例検討会）

今年度は、ライフレスキュー研修・報告連絡会以外の活動はありませんでした。

# グループホームこもれび

## サービス概要

### 共同生活援助

昼間に生活介護や就労支援等の日中活動を利用している方に、主として夜間において以下の支援、サービスを提供する。

- ①入浴、排泄又は食事等の介助、支援
- ②調理、洗濯又は掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言
- ③日中活動、就労先その他関係機関との連携
- ④その他の必要な日常生活支援

## 1. 目標

### 一人ひとりに自分らしい生活ができる環境の提供

1. 施設での生活から地域での生活に移行する利用者がさまざまな経験を積み、充実した生活が送れるようにする。  
新型コロナウイルス感染予防の対策を行ないながら、外出等の企画を立て実施した
2. 地域の方々に障がい者の地域生活をご理解いただき、支援が得られるように地域での活動にも積極的に参加していくようにする。  
地域で行われた夏まつりに参加。法人で行われたふれあい祭りに地域住民を招待し、交流を行った。

## 2. 方針

- (1)利用者の人権尊重・権利擁護の遵守
- (2)利用者一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供
- (3)地域資源を有効に活用し、地域に密着した生活の実現
- (4)入居者活動を通しての、地域への広報活動

## 3. 支援内容

### (1)基本的人権の尊重

利用者と職員が対等な関係を築き、利用者の人権やプライバシーに配慮した対応、支援を行う。権利擁護、虐待防止法の研修を随時行い、職員の意識を高める。

入居者等の情報は、回覧や直接申し送りをを行い、情報の保護に努めた。  
世話人研修を行い、権利擁護・虐待の研修を実施した。

## (2) 個別支援計画書の作成と実施

利用者及び家族の意向、ニーズの把握を行い個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を行う。個別支援計画は6ヶ月ごとに見直しを行う。

利用者及び家族の意向・ニーズの把握を行ない、個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を実施した。個別支援計画は6ヶ月ごとにモニタリングを行ない、見直しを行なった。又、世話人・職員との情報共有の為、確認できるようにした。

## (3) 利用者の生活環境の整備と充実

個室の機能を活かし、利用者が心身ともにリラックスした心地よい生活ができるように努める。また、共有スペースについても利用者のニーズに合わせた、清潔かつ住みやすい生活環境を整える。

チェック表を作成し、各世話人が清掃や片付けを行い、清潔を保つようにした。又、各利用者の方の希望に合わせて必要な物を購入した。

## (4) 食事

朝・夕食、土・日の昼食は、世話人、支援員が調理を行う。それ以外は、日中活動の場での食事提供サービスを利用する。

毎月1回外食支援を実施していく。

平日の昼食以外は、職員・世話人が調理を行い、食事を提供した。

月2回外出行事を行い、昼食購入や外食を行ない、利用者が自分の食べたい物を食べることができるようにした。

## (5) 日中活動の充実

生活の場と日中活動の場を分けるようにする。日中は活動などへの参加を行い、日中活動での充実感を持てるようにする。

翔朋学園の生活介護を利用し、各々活動をした。

コロナ感染者が発生した時は、本人の希望に応じて生活介護の利用を行っている。通所を希望しなかった利用者は、こもれびで在宅支援を行なっている。

## (6) 余暇活動の充実

休日の活動については、地域資源を積極的に活用する。地域の清掃活動、行事に積極的に参加をし、地域との繋がりを広めるようにする。また、買い物などを通して、生活スキルの修得を目指す。一年間絵画教室に通って作成した作品の中から数点選び、展示会を年1回開くようにする。

月2回、外出行事を実施。地域の夏祭りに参加を実施した。

絵画教室は利用者の希望がなかったので活動は中止した。

## (7) 健康管理

看護師と連携を図り、個別に応じた健康管理を行う。バイタルサイン測定を実施し、病気の早期発見に努める。年に2回、健康診断を実施する。

感染症対策として、コロナワクチン、インフルエンザワクチン接種を行う。

### 【協力医療機関】

内 科                      古川医院・嶋田病院（緊急・夜間）

眼 科	くわの眼科
精神科	本間病院・筑紫野病院・若楠療育園、太宰府病院
皮膚科	永田皮膚科
耳鼻科	栗田耳鼻科
泌尿器科	山下泌尿器科
整形外科	古川整形外科、山口整形外科クリニック
脳神経外科	ヨシタケ脳神経外科
訪問リハビリ	ひばり訪問看護ステーション
訪問看護	ひばり訪問看護ステーション
訪問歯科	アップルハート
訪問マッサージ	よつ葉

利用者の健康・医療に関する支援を、主治医・嘱託医・翔朋学園看護師と連携を図り行なった。

コロナワクチン接種を9名、インフルエンザ予防接種を11名実施。

嘱託医による健康診断を5月と11月に12名実施。

小郡市の健康診断で検便3名、乳がん検診を3名受けている。

#### (8) 事故防止・災害対策

マニュアルに沿って意識を持ち周知徹底を図る。

避難訓練を毎月1回実施し、災害時に速やかに対応できるようにする。

消防立ち合いのもと、年に1回避難訓練を実施する。

毎月、翔朋学園と合同で実施した。こもれび出火想定での訓練も実施した。

消防立ち合いの元、避難訓練を実施した。地震想定、水害想定での避難訓練を実施した。

8月～9月に救命講習を実施し、全世話人が受講をしている。

#### (9) 誕生日

誕生日はお祝いとして、個人対応にてできる限り本人の希望を提供。

8月より誕生日者の希望に応じて、外出を実施。映画鑑賞、食事、ボウリング、買い物を実施した。

#### (10) 外部事業所の活用

移動支援サービスや訪問マッサージ、訪問リハビリ、訪問歯科などを活用して、個別のニーズに応じていくよう支援する。

コロナ感染発生時は、翔朋会の対策、訪問事業所の判断に沿って、訪問歯科・訪問リハビリ、看護・訪問マッサージは実施した。

移動支援による個別外出を本人。家族の要望に応じて実施した。

#### (11) 感染予防の実施

食後のテーブル消毒、マスク着用、アクリル板の活用など感染予防を実施していきます。

また、感染疑いがある場合には、法人のマニュアルに沿って対応していきます。

グループホーム利用者がコロナに感染したため、法人の感染症対策に沿って感染者の隔離対応を実施。感染者を増やすことなく終息している。

# 日 課 表(グループホーム)

時 間	内 容	所 要 時 間
06:30	起 床	30分
06:30 ~ 07:00	洗 面・着替え・整容	30分
07:00 ~ 07:30	朝 食	30分
07:30 ~ 08:30	歯 磨 き・居室整理	40分
08:30 ~ 17:00	月～金曜日 他事業サービス利用 土・日は、余暇・余暇活動	
12:00 ~ 12:30	昼 食 (土・日)	30分
12:30 ~ 12:50	歯 磨 き (土・日)	20分
17:00 ~ 18:00	入 浴	60分
18:00 ~ 18:30	夕 食	30分
18:30 ~ 18:50	歯 磨 き	20分
18:50 ~ 21:50	余 暇 時 間	
21:50 ~ 22:00	就 寝 準 備	10分
22:00	就 寝	
	*休日の余暇活動として、私物の買い物、私的 外出、外泊、地域行事参加等を行います。	

\*11～3月は、起床時間を07時00分とする。

\*休日前日の消灯時間は、23時00分とする。

# 相談支援センター翔羽

## サービス概要

### 特定相談支援事業

- ・障害者等が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行なう等の支援を行なう。

### 障害児相談支援事業

- ・障害児が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行なう等の支援を行なう。

## 1. 目標

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添い、安心して生活ができるよう支援を行う。障害の種別を問わず、利用者が望む場所で社会の一員として日常生活、または社会生活を営むことができる様に支援を行う。解決すべき課題等を把握したうえで必要な福祉サービス、医療やその他のサービスの利用の支援を行う。

## 2. 基本方針

- ①利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供を受けられるよう必要な情報の提供及び助言を行うようにする。
- ②意思決定支援に取り組む。日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるように可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援していく。
- ③障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整。その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。権利擁護のための具体的な制度活用を利用する。(成年後見制度、障がい者虐待防止法に基づく対応、消費者トラブル、犯罪被害への対応)
- ④苦情や要望に対して苦情相談窓口を設け、利用者の意見に真摯に対応いくとともに、意見や要望に対しても丁寧に説明や対応を行いサービスの質の向上を図る。
- ⑤多様な障がいの相談に対応できるように、各種研修やセミナー等に積極的に参加し、知識や技術を習得し、相談員の質を高めるようにしていく。他相談支援事業所・医療機関・介護保険事業所・行政と連携を図り、適切な福祉サービスが提供できるようにしていく。
- ⑥地域の体制作りとして、基幹相談支援センターや他の相談機関と連携し、協働体制の確保を行う。地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築を行う。
- ⑦利用者の増加に伴う適切な人員配置とサービス提供の質を高めるため、研修・学習を計画し、専門的な技術の習得と職務機能の強化を図り、人材育成を行う。

## 3. 事業内容

- ①生活全般の相談を受ける(電話・外来・訪問)。サービス利用に関する情報提供。  
サービス利用計画書の作成。モニタリングの実施。  
サービス事業者の担当者会議の開催。サービス事業者との連絡調整  
※新型コロナ感染状況に応じてオンラインや電話にてモニタリング、会議等を実施。
- ②権利擁護(成年後見制度活用、障がい者虐待法に基づく対応、人権啓発、苦情解決相談)
- ③意思決定支援
- ④地域生活移行、地域生活定着のための支援

⑤地域生活支援拠点の機能を担う事業(複数事業所による協働体制を確保する)

⑥小郡市及び近隣市町村自立支援協議会に参加

⑦基山町障害支援区分認定調査員委託

⑧感染症予防の周知、感染利用者への支援。

- ・令和5年度より相談支援専門員が交替し業務引き継ぎの為、新規の計画相談受付は見合わせている。  
又、半年間は訪問する際には前任者と一緒に行動し引き継ぎを実施し、必要な案件に関しては継続して前任者と対応している。
- ・主な業務として、福祉サービスを利用するためにサービス等利用計画の作成とモニタリング報告書の作成をしている。
- ・一般相談では、施設やグループホームの紹介、事業所見学、就労支援事業所の紹介、金銭管理に関する相談、精神科病院措置入退院相談等を行なっている。
- ・単身生活者の地域住民とのトラブルの支援を行なっている。
- ・複数事業所による共同体制を確保するため、小郡市内の相談支援事業所部会で協定についての令和4年度に引き続き協議を行っている。(協定を締結することで機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定が可能になる。)
- ・地域との連携を強化する為に、小郡市自立支援協議会と鳥栖・三養基郡自立支援協議会へ積極的な参加をしている。
- ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、精神障がい者支援の障がい特性と支援技法学び研修を受講。
- ・訪問先事業所、担当利用者よりコロナ感染の報告があった場合は訪問を中止。電話等にて確認している。感染予防対策として、事業所の相談室に空気清浄機、間仕切りパーティションを設置。外出後は手指消毒、マスク交換を実施している。

・計画相談支援実績

- ① 令和5年度(3月現在)の登録者数は116名となっている。障がい者107名、障がい児9名  
(引っ越しや、福祉サービス利用終了にて登録者が減っている)

②関係市町村

小郡市、久留米市、福岡市(東区、博多区)、春日市、筑紫野市、大野城市、那珂川市、太宰府市、筑前町、大刀洗町、志免町、大川市、北九州市、糸島市、うきは市、鳥栖市、基山町、上峰町、佐世保、熊本市、八女市、大牟田市

③関係事業所

(1)障害者支援施設 翔朋学園、天心園

(2)グループホーム こもれび、らいふステージ、天心園、風のつばさ、サキヤ、てらすやぶ、かだん、愛信望、ハピネス

(3)就労支援事業所 きぼうの家、らいふステージ、天心園、ろーど、福祉支援センターアップル、地上のほし、フードラボ光明庵、マリーズハウス、コロニーみやき、悠悠、結乃家、花とお日さま、虹乃杜、tanosika、PICFA、クラブハート、未来夢、はーと&はーと、グリーンファーム山浦、ココスタ筑紫野、アルファリンク、まつしん

(4)生活訓練事業所 キャリアアカデミー鳥栖

(5)児童発達支援 こぐま学園

(放課後等デイ) ミルキーウェイ、ありがとう、にじいろ、太陽元気リハキッズ、こぐま学園、カラーズFC、たちキッズ、ライクポット、菊池園、SOARA、ピース、

(6)居宅介護事業所 アップルハート大野城、アップルハート小郡、しらさぎ苑ライフケアセンター、さくらけあ、ニチイ、



- ④関係医療機関 本間病院、蒲池病院、おおりん病院、聖ルチア病院、堀川病院、肥前精神医療センター、聖マリア病院、若久病院、太宰府病院、若楠園、倉永病院、久留米大学病院、宮の陣病院、ひばり訪問看護、デューン訪問看護、プラスワン訪問看護、アップルハート訪問看護、タブリス訪問看護、りんく訪問看護、Reaf 訪問看護、ハピネス訪問看護
- ⑤その他 小郡市社会福祉協議会、サポネットおおおり、小郡特別支援学校、相談支援センターキヤッチ、中原特別支援学校、障害者就業・生活支援センターちくぜん
- ⑥障害種別 知的障害(身体障害重複含む)、精神障害、発達障害、身体障害
- ⑦サービス等利用計画作成数 95 件(前年比1 件減)
- ⑧モニタリング報告書作成数 160 件(前年比15 件減)  
※更新時モニタリング報告書は請求できない為、含まない
- ⑨加算として、集中支援加算 15 件、担当者会議加算 155 件  
モニタリング加算 120 件を請求。